

自動車リサイクル法 関連事業者の手引き

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

令和5年4月

目 次

I	自動車リサイクル法の用語の定義	1
II	使用済自動車の再資源化等の実施	3
1	法の目的	3
2	関連事業者の責務	3
3	使用済自動車の引渡義務	3
4	引取業者の再資源化等の実施	3
5	フロン類回収業者の再資源化等の実施	4
6	解体業者の再資源化等の実施	4
7	破碎業者の再資源化等の実施	5
III	関連事業者の移動報告等	
1	関連事業者の移動報告等	7
2	確認通知・遅延報告	9
IV	廃棄物処理法との関係	
1	廃棄物処理法の適用	10
2	廃棄物処理法の特例	10
3	使用済自動車一般廃棄物の再委託の基準	11
V	関連事業者の登録・許可	
1	登録・許可の種類	14
2	登録・許可の新規申請	14
3	登録・許可の更新申請	14
4	破碎業の変更許可申請	14
5	登録・許可の基準	14
6	欠格要件	17
VI	登録・許可後の諸手続き	
1	変更届出	19
2	廃業等の届出	20
3	関連事業者の標識の掲示	20
4	関連事業者の自動車リサイクルシステムへの登録	20
VII	関連事業者に対する適正処理の強化等	
1	報告の徴収	21
2	立入検査	21
3	指導・助言等	21
4	関連事業者に対する登録・許可の取消し等	21
5	罰則	23
VIII	申請窓口	25

I 自動車リサイクル法の用語の定義

- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律を「法」という。
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令を「政令」という。
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則を「主務省令」という。

1 自動車（法第2条第1項）

「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。）をいいます。

＜対象外となる自動車＞

- (1) 被けん引車
- (2) 二輪のもの（側車付きのものを含む。）
- (3) 大型特殊自動車及び小型特殊自動車
- (4) 走行装置としてカタピラ、ソリを有する自動車
- (5) 農業用機械又は林業用機械に該当する自動車
- (6) 競技用自動車
- (7) 自衛隊の使用する装甲車
- (8) ホイール式高所作業車
- (9) 無人搬送車
- (10) 構内けん引車
- (11) 走行台車
- (12) 重ダンプトラック
- (13) ドリルジャンボ
- (14) コンクリート吹付機
- (15) 非屈折式ロードヒータ
- (16) ゴルフカー
- (17) 遊具用自動車

2 使用済自動車（法第2条第2項）

「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置、コンクリートミキサーのタンク型の積載装置など取り外して再度使用する装置を有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいいます。

3 解体自動車（法第2条第3項）

「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

4 特定再資源化物品（法第2条第4項）

「特定再資源化物品」とは、自動車破碎残さ及び指定回収物品をいい、「特定再資源化等物品」とは、特定再資源化物品及びフロン類をいいます。

5 自動車破碎残さ（法第2条第5項）

「自動車破碎残さ」とは、解体自動車を破碎し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

6 指定回収物品（法第2条第6項）

「指定回収物品」とは、エアバッグその他衝突の際の人の安全を確保するための装置に使用するガス発生器をいいます。

7 フロン類（法第2条第7項）

「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）第2条第1項に規定するフロン類をいいます。

8 特定エアコンディショナー（法第2条第8項）

「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー（車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。）であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいいます。

9 再資源化（法第2条第9項）

「再資源化」とは、次に掲げる行為をいいます。

- (1) 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にする行為
- (2) 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にする行為

10 再資源化等（法第2条第10項）

「再資源化等」とは、再資源化及びフロン類の破壊（フロン排出抑制法第68条第4項の規定による破壊をいう。以下同じ。）をいいます。

11 引取業（法第2条第11項）

「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて法第42条第1項の登録を受けた者をいいます。

12 フロン類回収業（法第2条第12項）

「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて法第53条第1項の登録を受けた者をいいます。

13 解体業（法第2条第13項）

「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて法第60条第1項の許可を受けた者をいいます。

14 破碎業（法第2条第14項）

「破碎業」とは、解体自動車の破碎及び破碎前処理（圧縮、せん断の破碎の前処理をいう。）を行う事業をいい、「破碎業者」とは、破碎業を行うことについて法第67条第1項の許可を受けた者をいいます。

15 製造等（法第2条第15項）

「製造等」とは、次に掲げる行為をいいます。

- (1) 自動車を製造する行為
- (2) 自動車を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
- (3) 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

16 自動車製造業者等（法第2条第16項）

「自動車製造業者等」とは、自動車の製造等を業として行う者をいいます。

17 関連事業者（法第2条第17項）

「関連事業者」とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者をいいます。

II 使用済自動車の再資源化等の実施

1 法の目的（法第1条）

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者）による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

2 関連事業者の責務（法第4条）

- (1) 関連事業者は、使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施することにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済自動車の再資源化に関する知識及び能力の向上に努めなければなりません。
- (2) 引取業者は、自動車製造業者等と協力し、自動車の再資源化等に係る料金その他の事項について自動車の所有者に周知を図るとともに、自動車の所有者による使用済自動車の引渡しが円滑に行われるよう努めなければなりません。

3 使用済自動車の引渡義務（法第8条）

自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければなりません。

4 引取業者の再資源化等の実施

(1) 引取業者の引取義務（法第9条）

引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法人に対し預託されているかどうかを確認し、正当な理由がある場合を除き、その引取りを求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければなりません。

正当な理由（主務省令第4条）（法第11条・法第15条・法第17条において準用する。）

- ① 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）
- ② 使用済自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合を想定）
- ③ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）
- ④ 使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合（例えば、引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合などを想定）
- ⑤ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盗難車と分かっていての引取りなども想定）

(2) 引取業者の引渡義務（法第10条）

引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、速やかに、当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、当該使用済自動車を引き渡さなければなりません。

5 フロン類回収業者の再資源化等の実施

(1) フロン類回収業者の引取義務（法第11条）

フロン類回収業者は、引取業者から前条の使用済自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければなりません。

(2) フロン類回収業者の回収義務（法第12条）

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、フロン類の回収に関する基準に従い、当該使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類を回収しなければなりません。

フロン類の回収に関する基準（主務省令第6条）

- ① 使用済自動車の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間が経過した後、次の表の左欄に掲げるフロン類の充てん量に応じ、右欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

表

フロン類の充てん量	圧力
2kg未満	0.1MPa
2kg以上	0.09MPa

- ② フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

(3) フロン類回収業者のフロン類の引渡義務（法第13条）

フロン類回収業者は、フロン類を回収したときは、自ら当該フロン類の再利用をする場合を除き、自動車製造業者等に当該フロン類を引き渡さなければなりません。

フロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、フロン類を引き渡すときは、フロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければなりません。

フロン類の運搬に関する基準（主務省令第7条）

- ① 回収したフロン類の移充てんをみだりに行わないこと。
② フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(4) フロン類回収業者の使用済自動車の引渡義務（法第14条）

フロン類回収業者は、フロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡さなければなりません。

6 解体業者の再資源化等の実施

(1) 解体業者の引取義務（法第15条）

解体業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められ、又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければなりません。

(2) 解体業者の再資源化実施義務等（法第16条）

ア 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければなりません。

また、再資源化は、再資源化に関する基準に従い行わなければなりません。

使用済自動車の再資源化に関する基準（主務省令第9条）

- ① 鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油・廃液、（バスなどの）室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化（不可能な場合には、廃棄物として適正処理）すること
- ② 有用な部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること

イ エアバッグ類を回収し、自動車製造業者等に引き渡さなければなりません。

ウ 解体業者は、引き取った使用済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者又は破碎業者に当該使用済自動車に係る解体自動車を引き渡さなければなりません。ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、この限りではありません。

エ 解体業者は、解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面をその引渡しの日から5年間保存しなければなりません。

解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証明する書面（主務省令第11条）

- ① 当該解体業者又は破碎業者の氏名又は名称
- ② 当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称
- ③ 当該解体自動車全部利用者が解体自動車を引き取った年月日
- ④ 当該解体自動車の車体番号

オ 解体業者は、引き取った使用済自動車の解体を自ら行わないときは、速やかに、他の解体業者に当該使用済自動車を引き渡さなければなりません。

7 破碎業者の再資源化等の実施

(1) 破碎業者の引取義務（法第17条）

破碎業者は、解体業者から解体自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければなりません。

(2) 破碎業者の再資源化実施義務等（法第18条）

ア 破碎業者は、その引き取った解体自動車の破碎前処理を行うときは、破碎業者による解体自動車の再資源化を促進するための破碎前処理に関する基準に従い、その破碎前処理を行わなければなりません。

破碎前処理に関する基準（主務省令第14条）

解体自動車に異物を混入しないこと

イ 破碎業者は、前項の破碎前処理を行ったときは、自ら破碎前処理を行った後にその解体自動車の破碎を行う場合を除き、他の破碎業者（破碎前処理のみを業として行う者を除く。）に当該解体自動車を引き渡さなければなりません。ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、この限りではありません。

ウ 破碎業者（破碎前処理のみを業として行う者を除く。）は、他の破碎業者（破碎前処理のみを業として行う者に限る。）から前項の解体自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければなりません。

エ 破碎業者は、その引き取った解体自動車の破碎を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければなりません。

また、再資源化は、破碎業者による解体自動車の再資源化に関する基準に従い、行わなければなりません。

再資源化に関する基準（主務省令第16条）

- ① 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること
- ② 自動車破碎物に異物が混入しないように、解体自動車の破碎を行うこと

オ 破碎業者は、破碎を行ったときは、特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に自動車破碎残さを引き渡さなければなりません。この場合において、当該自動車製造業者等が引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければなりません。

引取基準（主務省令第18・19条）

- ① 引取基準が特定再資源化等物品の引取りの能率的な実施及びフロン類回収業者、解体業者又は破碎業者による特定再資源化等物品の円滑な引渡しが確保されるよう勘案して合理的な範囲内で定められたものであること
- ② 引取りにおいて定められた特定再資源化等物品の性状、引取りの方法、荷姿を遵守すること

カ 破碎業者は、その引き取った解体自動車の破碎及び破碎前処理を自ら行わないときは、速やかに、他の破碎業者に当該解体自動車を引き渡さなければなりません。

III 関連業者の移動報告等

1 関連事業者の移動報告等

引取業者

① 再資源化料金等の預託確認

引取業者は、使用済自動車を引取るときは、再資源化料金、情報管理料金、資金管理料金が預託されているか確認しなければなりません。

② 書面交付（法第80条第1項）

引取業者は、使用済自動車を引取るときは、最終所有者に対し、引取業者の氏名又は名称、車台番号等を記載した書面を交付しなければなりません。

③ 引取実施報告（法第81条第1項）

引取業者は、使用済自動車を引取ったときは、引取った日から3日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

④ 引渡実施報告（法第81条第2項）

引取業者は、使用済自動車をフロン類が搭載されている場合はフロン類回収業者又はフロン類が搭載されていない場合は解体業者に引渡したときは、引渡した日から3日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

フロン類回収業者 (フロン類回収業者は、次の⑤～⑦の報告の他、年度ごとにフロン類の再利用等に関する実績報告が必要（法第81条第5項）)

⑤ 引取実施報告（法第81条第3項）

フロン類回収業者は、使用済自動車を引取ったときは、引取った日から3日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

⑥ フロン類の引渡実施報告（法第81条第4項）

フロン類回収業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関にフロン類を引渡したときは、引渡した日から3日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

⑦ 引渡実施報告（法第81条第6項）

フロン類回収業者は、解体業者に引渡したときは、引渡した日から3日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

解体業者

⑧ 引取実施報告（法第81条第7項）

解体業者は、使用済自動車を引取ったときは、引取った日から3日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

⑨ エアバッグ類の引渡実施報告（法第81条第8項）

解体業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関にエアバッグ類を引渡したときは、引渡した日から3日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

⑩ 引渡実施報告（法第81条第9項）

解体業者は、解体自動車を破碎業者又は自動車全部利用者に引渡したときは、引渡した日から3日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

破碎業者

⑪ 引取実施報告（法第81条第10項）

破碎業者は、解体自動車を引取ったときは、引取った日から3日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

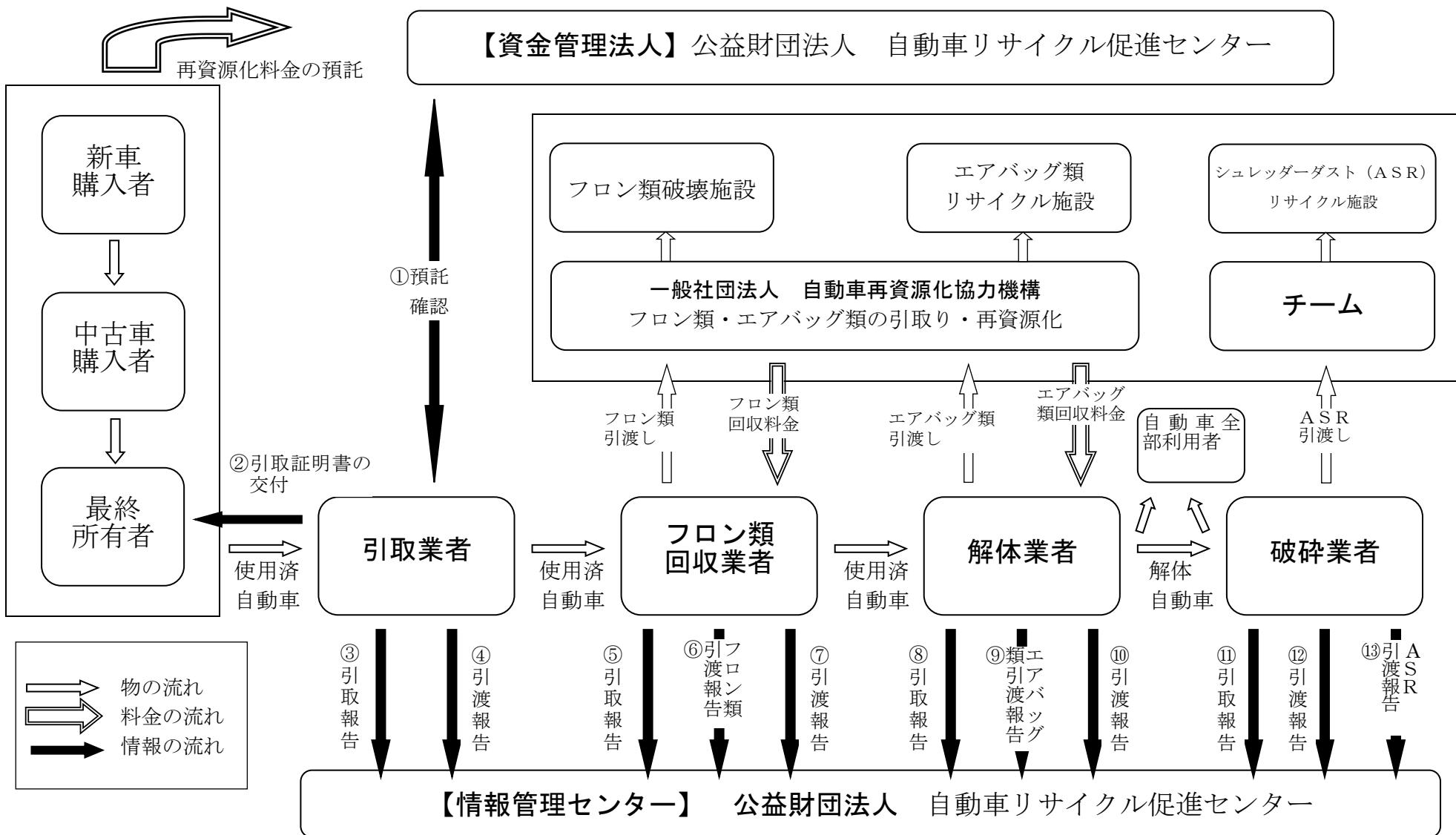
⑫ 引渡実施報告（法第81条第11項）

破碎業者は、解体自動車を他の破碎業者又は自動車全部利用者に引渡したときは、引渡した日から3日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

⑬ 自動車破碎残さの引渡実施報告（法第81条第12項）

破碎業者（破碎前処理を除く。）は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に自動車破碎残さを引渡したときは、引渡した日から3日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

自動車リサイクル法全体の流れ



2 確認通知・遅延報告（法第88条）

（1）引取実施報告後引渡実施報告がない場合

ア 確認通知までの期間

情報管理センターは、引取実施報告を受けた後一定の期間（確認通知までの期間）内に、当該引取実施報告を行った者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないときは、その旨を当該引取実施報告を行った者に通知することとなりました。

確認通知を受けた者は、速やかに、当該使用済自動車の状況を確認しなければなりません。

イ 遅延報告までの期間

情報管理センターは、確認通知を行った後10日を経過してもなお引取実施報告を行った者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないときは、遅滞なく、使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨、当該引取実施報告を行った者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号等を神奈川県知事に報告することとなりました。

	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引取業者	30日	
フロン類回収業者 (使用済自動車のみ)	20日	左記+10日
解体業者	120日	
破碎業者	30日	

（2）引渡実施報告後引取実施報告がない場合

ア 確認通知までの期間

情報管理センターは、引渡実施報告（解体自動車全部利用者への引渡しに係るもの を除く。）を受けた後一定の期間（確認通知までの期間）内に、当該引渡実施報告により報告された使用済自動車等の引渡しを受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときは、遅滞なく、情報管理センターからその旨を当該引渡実施報告を行った者に通知することとなりました。

確認通知を受けた者は、引渡しを受ける者又は当該通知を受けた者から委託を受けて運搬した者に対し問合せを行うことなどにより、速やかに、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しの状況を確認しなければなりません。

イ 遅延報告までの期間

情報管理センターは、確認通知を行った後3日を経過しても引渡しを受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときは、使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨、当該引渡実施報告を行った者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号等を神奈川県知事に報告することとなりました。

引取実施報告をすべき者	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引取業者、フロン類回収業者、 解体業者、破碎業者	5日	左記+3日
自動車製造業者等		
・ シュレッダースト	5日	左記+3日
・ エアバッグ類（ガス発生器） とフロン類	15日	左記+3日

IV 廃棄物処理法との関係

1 廃棄物処理法の適用

(1) 廃棄物処理基準の適用（法第121条）

使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化物品は、すべて廃棄物とみなされることから、廃棄物処理法の処理（収集若しくは運搬又は処分）基準が適用されます。

使用済自動車は、すべて廃棄物となり、一般廃棄物である使用済自動車一般廃棄物又は事業者が排出する産業廃棄物である使用済自動車産業廃棄物とに分別され、それぞれ一般廃棄物処理基準又は産業廃棄物処理基準が適用されます。

なお、解体自動車は、産業廃棄物処理基準が適用されます。

(2) 処理基準・受託基準・名義貸し禁止の適用（法第122条第7項・8項・9項）

ア 引取業者及びフロン類回収業者は、一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者とみなされ、廃棄物処理基準及び廃棄物収集運搬業許可の名義貸し禁止の適用を受けます。

イ 解体業者は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなされ、廃棄物処理基準及び受託基準並びに廃棄物処理業許可の名義貸し禁止の適用を受けます。

ウ 破碎業者は、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなされ、産業廃棄物処理基準及び受託基準並びに産業廃棄物処理業許可の名義貸し禁止の適用を受けます。

受託基準（廃棄物処理法第14条第15項）

産業廃棄物収集運搬者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定めるもの以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはいけません。

名義貸し禁止（廃棄物処理法第7条の5、第14条の3の3）

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処理業者又は産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬、または処分を業として行わせてはいけません。

(3) 再委託の基準の適用（法第122条第12項）

引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者は、使用済自動車産業廃棄物又は解体自動車の運搬を他人に委託する場合は、廃棄物処理法の再委託の基準を遵守しなければなりません。

(4) 改善命令の適用（法第122条第10項）

引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者は、一般廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理業者とみなされ、廃棄物処理法の改善命令が適用されます。

2 廃棄物処理法の特例（法第122条第1項・第2項・第3項）

(1) 処理業許可の特例

ア 引取業者・フロン類回収業者

引取業者又はフロン類回収業者は、引取り又は引渡しに係る使用済自動車を自ら收

集運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要となります。

イ 解体業者

解体業者が使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為をする場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要となります。

ウ 破碎業者

破碎業者が破碎業許可を受けた事業の範囲内で解体自動車の再資源化に必要な行為を行う場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要となります。

(2) 委託基準の特例（委託基準の適用除外）（法第122条第13項）

ア 事業者が引取業者に使用済自動車産業廃棄物（使用済自動車で産業廃棄物に該当するものに限る。）を引渡す場合（当該引取業者、フロン類回収業者、解体業者に対する運搬又は処分の委託に限る。）

イ 解体業者が指定回収物品（エアバッグ類）を自動車製造業者等に引渡す場合

ウ 解体業者が引取った使用済自動車を解体し、その解体自動車を他の解体業者又は破碎業者に引渡す場合（当該他の解体業者又は破碎業者に対するものに限る。）

エ 破碎業者（破碎前処理のみ）が破碎前処理後の解体自動車を他の破碎業者に引渡す場合（他の破碎業者に対するものに限る。）

オ 自動車破碎残さを自動車製造業者等に引渡す場合

(3) 産業廃棄物管理票の特例（産業廃棄物管理票の適用除外）（法第122条第14項）

ア 事業者が引取業者に使用済自動車産業廃棄物（事業者が引取業者に引渡すために、その運搬を委託する場合を除く。）

イ 解体業者が指定回収物品（エアバッグ類）を自動車製造業者等に引渡す場合

ウ 解体業者が引取った使用済自動車を解体し、その解体自動車を他の解体業者又は破碎業者に引渡す場合

エ 破碎業者（破碎前処理のみ）が破碎前処理後の解体自動車を他の破碎業者に引渡す場合

オ 自動車破碎残さを自動車製造業者等に引渡す場合

※ 使用済自動車の解体に伴って生ずる産業廃棄物（廃油、廃液、廃バッテリー等）の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法の委託基準に従って処理しなければなりません。また、産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票を交付しなければなりません。

【産業廃棄物管理票に関する問合せ先】

○ 公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター2F Tel045-681-2989

3 使用済自動車一般廃棄物の再委託の基準（法第122条第11項）

引取業者、フロン類回収業者、解体業者は、使用済自動車一般廃棄物の収集運搬を他人に委託する場合は、使用済自動車一般廃棄物の収集運搬を業として行うことができる者に委託し、受託した者は、自ら収集運搬しなければなりません。

<参考>

産業廃棄物処理の委託基準（廃棄物処理法第12条第5項・第6項、廃棄物処理法政令第6条の2、廃棄物処理法第12条の2第5項・第6項、廃棄物処理法政令第6条の6）

廃棄物処理法では、事業者〔中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処理する者をいう。）を含む。〕がその産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、委託基準に従わなければなりません。

[委託基準]

- (1) 産業廃棄物の運搬にあっては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- (2) 産業廃棄物の処分又は再生にあっては、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- (3) 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

ア 委託する産業廃棄物の種類及び数量

イ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ウ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力

エ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第5項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託する場合は、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

オ 委託契約の有効期間

カ 委託者が受託者に支払う料金

キ 受託者が産業廃棄物処理業の許可を有する場合には、その事業の範囲

ク 収集運搬受託者が当該委託に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限

ケ 積替え又は保管を行う場合において、委託に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管の場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

コ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する情報

サ 通常の保管状況下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

シ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ス その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

セ 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

ソ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

- (4) 委託契約書には、次の書面が添付されていること。

ア 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し等

イ 産業廃棄物の処分に係る委託契約書 産業廃棄物処分業許可証の写し等

- (5) 特別管理産業廃棄物を委託する場合には、上記(1)から(4)のほか、事業者はその処理を委託しようとする者に対しあらかじめ種類、数量、性状、荷姿及び取扱上の注意事項を文書で通知すること。

- (6) 収集運搬及び処分を別の産業廃棄物処理業者に委託する場合には、契約はそれぞれ別に文書で結ぶこと。

- (7) 契約書は、当該契約を解除した日から5年間保存すること。

委託契約書の様式例については、公益社団法人 全国産業資源循環連合会のホームページ (<http://www.zensanpairen.or.jp/>) 等から入手することができます。

再委託（廃棄物処理法第14条第16項、廃棄物処理法政令第6条の12、廃棄物処理法第14条の4第16項、廃棄物処理法政令第6条の15）

再委託とは、排出事業者と委託契約を結んだ者（受託者）が、自ら委託業務を行うことができなくなった場合に、他者にその業務を委託することです。法では産業廃棄物処理業者は産業廃棄物の処理を他人に委託してはならないと規定しています。

再委託が禁止されているのは、再委託が行われると、産業廃棄物の処理についての責任の所在が不明確となり、不適正処理を誘発するおそれがあるからです。ただし、法では例外として次に定める基準に適合している場合にのみ認められています。

- (1) あらかじめ、事業者に対して再受託者の氏名又は名称及び業の許可を有している者であって、かつ、その事業の範囲に含まれていることを明らかにし、次の事項が記載された書面による承諾を受けていること。
ア 委託した産業廃棄物の種類及び数量
イ 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
ウ 承諾の年月日
エ 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- (2) 産業廃棄物を再受託者に引き渡す際には、事業者との委託契約の内容を記載した文書を交付すること。
- (3) 再委託契約は、委託契約の例により行うこと。
- (4) 特別管理産業廃棄物の再委託については、上記の(1)から(3)までのほかあらかじめ委託した事業者から通知された事項（種類、数量、性状、荷姿及び取扱上の注意事項）を文書で通知すること。
- (5) 産業廃棄物の再委託の承諾をしたときは、承諾者（事業者）は承諾に係る書面の写しを、その承諾をした日から5年間保存すること。

名義貸しの禁止（廃棄物処理法廃棄物処理法第7条の5、同法第14条の3の3）

法では、一般廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行わせてはならないと定めています。

たとえば、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物処理業の許可を有しない者に対し許可証を貸与すること等により外見上許可業者としての体裁を整えさせ、自己の名義により業を行わせることをいいます。

V 関連事業者の登録・許可

1 登録・許可の種類

- (1) 引取業者の登録
- (2) フロン類回収業者の登録
- (3) 解体業の許可
- (4) 破碎業の許可

2 登録・許可の新規申請

神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市の区域を除く）において、引取業者及びフロン類回収業者の登録若しくは解体業及び破碎業の許可を新たに受けようとする場合には、神奈川県知事への申請が必要です。

次のような場合は、新規申請が必要になります。

- ① 個人業者が、配偶者、子などに事業を承継するとき
 - ② 個人事業者が、法人に変更するとき
 - ③ 法人事業者が商法又は有限会社法に基づかない法人格の変更するとき
 - ④ 法人の合併などに伴って存続する法人が登録・許可を受けていないとき
- なお、法人の名称を変更した場合（有限会社→株式会社など）は、変更届の対象となります。

3 登録・許可の更新申請

登録・許可の有効期間は、5年間です。登録・許可の有効期間満了後も引き継ぎ業を行おうとする場合は、更新申請を行い、新たに登録・許可を受ける必要があります。

登録更新申請及び許可更新申請は、それぞれの有効期限が満了する前に、登録更新申請書及び許可申請書が受理されている必要があります。

4 破碎業の変更許可申請

破碎業の事業の範囲を変更しようとする場合は、変更許可申請が必要です。

次のような場合は、変更許可申請が必要です。

- ① 破碎前処理に破碎処理を追加する場合
- ② 破碎前処理から破碎処理に変更する場合
- ③ 破碎処理に破碎前処理を追加する場合
- ④ 破碎処理から破碎前処理に変更する場合

なお、変更許可申請を行っても、許可の有効期限は延長されません。

5 登録・許可の基準

(1) 引取業者の登録の基準

ア 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているか確認するための適切な方法を記載した書類を有すること、若しくは使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知識を有する者（フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者、中古自動車査定士等）が、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフ

ロン類が含まれているかどうか確認できる体制を有すること

イ 欠格要件に該当しないこと

(2) フロン類回収業者の登録の基準

ア 使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること

イ 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収するフロン類の種類に対応したものであること

イ 欠格要件に該当しないこと

(3) 解体業の許可の基準

施 設 基 準	使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設について	<ul style="list-style-type: none">外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること（廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合）廃油が事業所から流出しないよう、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けること（廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合）
	燃料抜取場所について（解体作業場以外の場所で燃料を抜き取る場合）	<ul style="list-style-type: none">床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油の地下浸透の防止措置を講ずること廃油が事業所から流出しないよう、ためます等及びこれに接続している排水溝を設けること
	解体作業場について	<ul style="list-style-type: none">燃料以外の廃油及び廃液を回収できる装置を有すること（ただし、手作業で適切かつ確実に回収されることが明らかな場合を除く）床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること廃油が事業所から流出しないよう、油水分離装置及びこれに接続する排水溝を設けること（ただし、解体作業場の構造上、廃油が流出するおそれが少なく、かつ、流出防止のための必要な措置が講じられている場合を除く）雨水等による廃油及び廃液の流出を防ぐため、屋根等床面に雨水がかからないような設備を設けること（ただし、屋根等の設置が著しく困難で、かつ、十分な能力を有する油水分離槽を設けるなどの措置が講じられている場合を除く）
	取り外した部品を保管するための設備について	<ul style="list-style-type: none">床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること（ただし、保管に先立ち、廃油、廃液の漏出防止措置が講じられている場合を除く）雨水等による廃油及び廃液の流出を防ぐため、屋根等部品に雨水がかからないような設備を設けること（ただし、保管に先立ち、廃油、廃液の漏出防止措置が講じられている場合を除く）

	解体自動車を保管するための施設について	・外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること
能力基準		・標準作業書を常備し、従事者に周知していること ・事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を続けることが困難ではないと確認できること
欠格要件に該当していないこと		

(4) 破碎業の許可の基準

施設基準	解体自動車を破碎前処理又は破碎するまでの間保管する施設について	・外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること
	破碎前処理施設について	・廃棄物の飛散・流出並びに騒音・振動により生活環境の保全上支障がないよう必要な措置が講じられた解体自動車のプレス・せん断を行うことが可能な施設を有すること
	破碎施設について	・産業廃棄物処理施設である場合には、廃棄物処理法上の許可を受けている施設であること ・産業廃棄物処理施設以外の施設である場合には、廃棄物の飛散・流出並びに騒音・振動により生活環境の保全上支障がないように必要な措置が講じられた施設であること
	シュレッダーダストの保管施設について	・自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）を保管するための十分な容量を有すること ・床面を鉄筋コンクリートで築造する等汚水の地下浸透の防止措置を講ずること ・保管に伴う汚水の発生・流出を防止するために、十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝を設置すること ・雨水等による汚水の流出を防ぐため、屋根等シュレッダーダストに雨水がかからないような設備を有すること （ただし、十分な処理能力を有する排水処理施設等の措置が講じられている場合を除く。） ・シュレッダーダストの飛散・流出防止のため、側壁等を有すること
	圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設について	・外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること

能 力 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・標準作業書を常備し、従事者に周知していること ・事業計画書又は収支見積書から判断して、破碎業を続けることが困難ではないと確認できること
欠格要件に該当していないこと	

6 欠格要件

(1) 引取業者の欠格要件(法第45条第1項)

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令*で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

*主務省令で定める者は、精神の機能の障害により引取り業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

イ この法律、フロン排出抑制法（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく处分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

エ 引取業者で法人であるものが法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

オ 法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

カ 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(2) フロン類回収業者の欠格要件(法第56条第1項)

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令*で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

*主務省令で定める者は、精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

イ この法律、フロン排出抑制法（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく处分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

エ フロン類回収業者で法人であるものが法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

オ 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

カ フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(3) 解体業者・破碎業者の欠格要件（法第62条第1項第2号）

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令*で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

*主務省令で定める者は、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この法律、廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条《傷害》、第206条《現場助勢》、第208条《暴行》、第208条の2《凶器準備集合及び結集》、第222条《脅迫》若しくは第247条《背任》の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。）

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

キ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからカまでのいずれかに該当するもの

ク 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

コ 個人で政令で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

上記欠格要件ウの政令で定める法令

- ①大気汚染防止法 ②騒音規制法 ③海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- ④水質汚濁防止法 ⑤悪臭防止法 ⑥振動規制法
- ⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- ⑧ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

上記欠格要件ク及びコの政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破碎業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

VI　登録・許可後の諸手続き

1　変更届出

関連事業者は、住所及び役員などを変更した場合、変更届出書に必要な書類を添えて30日内に神奈川県知事に提出しなければなりません。

(1) 引取業者の変更届出（法第46条）（省令様式第二）

- ア 個人の氏名及び住所
- イ 法人の名称及び所在地
- ウ 事業所の名称及び所在地
- エ 法人の役員
- オ 法定代理人
- カ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうか確認する体制

(2) フロン類回収業者の変更届出（法第57条）（省令様式第四）

- ア 個人の氏名及び住所
- イ 法人の名称及び所在地
- ウ 事業所の名称及び所在地
- エ 法人の役員
- オ 法定代理人
- カ 回収しようとするフロン類の種類、フロン類回収装置の種類、能力及び数

(3) 解体業者の変更届出（法第63条）（省令様式第七）

- ア 個人の氏名及び住所
- イ 法人の名称及び所在地
- ウ 事業所の名称及び所在地
- エ 法人の役員、株主、出資者
- オ 法定代理人
- カ 事業場、保管場所の所在地
- キ 事業の用に供する施設（車両、重機、解体施設、保管場所、油水分離槽など）の変更
- ク 標準作業書

(4) 破碎業者の変更届出（法第71条）（省令様式第十一）

- ア 個人の氏名及び住所
- イ 法人の名称及び所在地
- ウ 事業所の名称及び所在地
- エ 法人の役員、株主、出資者
- オ 法定代理人
- カ 事業場、保管場所の所在地
- キ 事業の用に供する施設（車両、重機、破碎施設（破碎前処理施設）、破碎施設の設置場所、保管場所など）の変更
- ク 標準作業書

2 廃業等の届出（法第48条第1項（法第59条において準用する場合を含む。）、法第64条（法第72条において準用する場合を含む。）

関連事業者が廃業等をした場合は、廃業等の内容によって定める者が廃業等届出書に必要な書類を添えて、30日以内に神奈川県知事に届出なければなりません。

- (1) 死亡した場合（届出者は、その相続人）
- (2) 法人が合併により消滅した場合（届出者は、その法人の代表する役員であった者）
- (3) 法人が破産により解散した場合（届出者は、その破産管財人）
- (4) 法人が合併又は破産以外の理由により解散した場合（届出者は、その清算人）
- (5) 業を廃止した場合（届出者は、個人又は法人の場合は法人を代表する役員）

3 関連事業者の標識の掲示

関連事業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦及び横それぞれ20cm以上の大さに必要な事項を記載した標識を掲げなければなりません。

- (1) 引取業者の標識の掲示（法第50条）
 - ア 引取業者であること
 - イ 引取業者の氏名又は名称
 - ウ 引取業者の登録番号
- (2) フロン類回収業者の標識の掲示（法第59条において準用する法第50条）
 - ア フロン類回収業者であること
 - イ フロン類回収業者の氏名又は名称
 - ウ 回収しようとするフロン類の種類
 - エ フロン類回収業者の登録番号
- (3) 解体業者の標識の掲示（法第65条）
 - ア 解体業者であること
 - イ 解体業者の氏名又は名称
 - ウ 解体業者の許可番号
- (4) 破碎業者の標識の掲示（法第72条において準用する法第65条）
 - ア 破碎業者であること
 - イ 破碎業者の氏名又は名称
 - ウ 事業の範囲
 - エ 破碎業者の許可番号

引取業者の標識の記入例（縦・横20cm以上）

引 取 業 者	
氏名又は名称	株式会社 自動車引取屋
登録番号	第20141〇〇〇〇〇〇〇号

4 関連事業者の自動車リサイクルシステムへの登録

関連事業者は、自動車リサイクル法の登録・許可を受けた場合は、自動車リサイクルシステムに登録することが必要です。

問合せ先：自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター（TEL 050-3786-8822）
" コンタクトセンター（TEL 050-3786-7755）

VII 関連事業者に対する適正処理の強化等

1 報告の徴収（法第130条第1項）

神奈川県知事は、この法律の施行に必要な限度において、関連事業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化の実施の状況に関し報告をさせることができます。

2 立入検査（法第131条）

神奈川県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができます。

3 指導・助言等

(1) 再資源化に必要な行為に対する指導及び助言（法第19条）

神奈川県知事は、その登録を受けた引取業者若しくはフロン類回収業者又はその許可を受けた解体業者若しくは破碎業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができます。

(2) 再資源化に関する行為に必要な勧告及び命令（法第20条）

ア 神奈川県知事は、正当な理由がなくて引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、当該関連事業者に対し、当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができます。

イ 神奈川県知事は、フロン類回収業者がフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとき、又はフロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項において同じ。）がフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類回収業者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告することができます。

ウ 神奈川県知事は、ア・イに規定する勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

(3) 移動報告等に関する勧告及び命令（法第90条第1項及び第3項）

ア 神奈川県知事は、引取業者による書面の交付、関連事業者の移動報告又は引取業者に対する照会の申出の規定を遵守していないと認めるときは、当該関連事業者に対し、必要な措置を講すべき旨の勧告することができます。

イ 神奈川県知事は、勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

4 関連事業者に対する登録・許可の取消し等

(1) 引取業者に対する登録の取消し等（法第51条）

神奈川県知事は、引取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ア 不正の手段により法42条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けたとき。
- イ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が法第45条第1項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- ウ 法第45条第1項第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当することとなったとき。
- エ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(2) フロン類回収業者の登録の取消し等（法第58条）

神奈川県知事は、フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ア 不正の手段により法第53条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けたとき。
- イ 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備が法第56条第1項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- ウ 法第56条第1項第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当することとなったとき。
- エ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(3) 解体業の許可の取消し等（法第66条）

神奈川県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ア この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- イ 不正の手段により法第60条第1項の許可（同条第2項の許可の更新を含む。）を受けたとき。
- ウ その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第62条第1項第1号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- エ 法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 破碎業の許可の取消し等（法第72条において準用する法第66条）

神奈川県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ア この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- イ 不正の手段により法第67条第1項の許可（同条第2項の許可の更新を含む。）を受けたとき。
- ウ その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第69条第1項第1号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- エ 法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

5 罰則

(1) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科（法第137条）

使用済自動車一般廃棄物再委託基準違反	法第122条第11項	再委託の基準に違反して、使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託した者
--------------------	------------	-------------------------------------

(2) 1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金（法第138条）

無登録営業	法第42条第1項	登録を受けないで引取業を行った者
	法第53条第1項	登録を受けないでフロン類回収業を行った者
不正登録業者		不正な手段により引取業者の登録を受けた者 不正な手段によりフロン類回収業者の登録を受けた者
事業の停止命令違反	法第51条第1項	事業の停止命令に違反した引取業者
	法第58条第1項	事業の停止命令に違反したフロン類回収業者
	法第66条（法第72条において準用する場合を含む）	事業の停止命令に違反した解体業者又は破碎業者
無許可営業	法第60条第1項	許可を受けないで解体業を行った者
	法第67条第1項	許可を受けないで破碎業を行った者
不正許可業者		不正な手段により解体業の許可を受けた者 不正な手段により破碎業の許可を受けた者
変更許可義務違反	法第71条第1項	事業の範囲の変更を受けないで破碎業を行った者

(3) 50万円以下の罰金（法第139条）

解体自動車全部利用者引渡書面の保存義務違反	法第16条第5項 (法第18条第8項において準用する場合を含む。)	解体業自動車を解体自動車全部利用者に引き渡し、引き渡した事実を証する書面を5年間保存しなかった解体業者又は破碎業者
措置命令違反	法第20条第3項 法第90条第3項	措置命令に違反した者 措置命令に違反した者

(4) 30万円以下の罰金（法第140条）

変更・廃業等の届出義務違反	法第46条第1項	変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした引取業者
	法第48条第1項 (法第59条において準用する場合を含む。)	廃業等の届出をせず又は虚偽の届出をした引取業者又はフロン類回収業者
	法第57条第1項	変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたフロン類回収業者
	法第63条第1項	変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした解体業者
	法第64条（法第72条において準用する場合を含む。）	廃業等の届出をせず又は虚偽の届出をした解体業者 変更の届出又は廃業等の届出をせず、又は虚偽の届出をした破碎業者
報告の徴収違反	法第130条第1項	報告の徴収に対する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
立入検査違反	法第131条第1項	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(5) 両罰規定（法第142条）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第137条、第138条第1号から第6号まで、第139条又は第140条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(6) 10万円以下の罰金

標識の掲示義務違反	法第50条（法第59条において準用する場合を含む。）	事業所ごとに標識を掲げていない引取業者又はフロン類回収業者
	法第65条（法第72条において準用する場合を含む。）	事業所ごとに標識を掲げていない解体業者又は破碎業者

[行政区域の所管区域等]

行政庁名	所在地	電話番号	管轄区域
神奈川県	横須賀三浦地域県政総合センター環境部(県横須賀合庁内)(※)	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	県央地域県政総合センター環境部(県厚木合庁内)(※)	〒243-0004 厚木市水引2-3-1	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
	湘南地域県政総合センター環境部(県平塚合庁内)(※)	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1	平塚市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
	県西地域県政総合センター環境部(県小田原合庁内)(※)	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町、真鶴町
	神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課	〒251-8588 横浜市中区日本大通1	(制度に関する問い合わせ)
横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課		〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10市庁舎23階	横浜市
川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課		〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1	川崎市
相模原市環境経済局資源循環部廃棄物指導課		〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15	相模原市
横須賀市環境部廃棄物対策課		〒238-8550 横須賀市小川町11	横須賀市
藤沢市環境部環境総務課		〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	藤沢市
茅ヶ崎市環境部資源循環課		〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	茅ヶ崎市

(*) 県の登録又は許可を受けている(申請中も含む)関連業者が、登録又は許可を受けた地域県政総合センターが管轄していない県所管区域に事業所を追加する場合(2地域に同時に申請する場合も含む。)に必要な手続きは、既に登録又は許可を受けた地域県政総合センターへの変更の届出です。

令和5年4月

自動車リサイクル法関連業者の手引き

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045(210)4149

FAX 045(210)8847